

協定書

宮崎市

学校法人宮崎学園
宮崎学園短期大学

宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学との包括的連携に関する協定書

宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学は、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学が包括的な連携の下、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、市域の発展に寄与することを目的とする。

(連携内容)

第2条 宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 教育や文化に関すること
- (2) 医療や健康、福祉に関すること
- (3) 産業や観光に関すること
- (4) 環境や防災に関すること
- (5) その他市域の発展に資すること

(連絡調整及び協議)

第3条 宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じ協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理などを行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日前30日までに、宮崎市又は学校法人宮崎学園宮崎学園短期大

学からの解約の申出がない場合は、3年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

(守秘義務)

第5条 宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学は、連携事業の実施に当たって知り得た秘密を宮崎市又は学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、宮崎市と学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

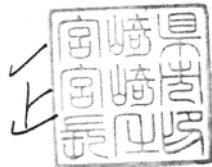
平成27年6月12日

宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市

宮崎市長

戸敷



宮崎市清武町加納丙1415番地

学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学

学長 宗和太郎

